

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第1節 生活環境施設の概要

国民の生活基盤となる生活環境施設に関する行政のうち、厚生省の所管している生活環境施設に関する行政としては、水道に係るものと廃棄物処理に係るものがある。水道と廃棄物処理施設は、ともに公衆衛生の向上と生活環境の保全・改善を目的とした施設であり、技術的にも衛生工学を基礎にしているところから、技術の開発・研究・利用の点でも共通するところが多い。

水道の普及率は48年度末現在で85%を超えたが、近年における水道を取り巻く環境の変化には極めて厳しいものがあり、水源確保、水質の保全、水道事業経営の合理化等が大きな課題となっている。

また、廃棄物についても、我が国の経済の成長と国民の生活水準の向上により、その排出量の増大と質の多様化がもたらされており、これに対処するため、処理施設の計画的整備はもとより、総合的な施策の展開が緊急の課題となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道は、48年度末現在、全国で1万9,524となっている。事業数の内訳は上水道事業1,825、簡易水道事業1万3,778、水道用水供給事業63、専用水道3,858である。前年度と比較すると、簡易水道事業が107減少したほかはいずれも増加しているが、特に、水道用水供給事業の増加が著しく、水道の広域化が進展している。

48年度末の水道の給水人口は9,341万人に達し、水道の普及率は85.4%となっており、この5年間に給水人口で19.8%、普及率で8.5%増加している(第2-1-1表)。

第2-1-1表 給水人口の推移

| 第 2 - 1 - 1 表 給水人口の推移 |        |        |        |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (単位：万人)               |        |        |        |        |        |
|                       | 40 年 度 | 43     | 46     | 47     | 48     |
| 総 人 口 (A)             | 9,828  | 10,142 | 10,605 | 10,733 | 10,935 |
| 給水人口 (B)              | 6,824  | 7,800  | 8,765  | 9,048  | 9,341  |
| 普 及 率(B/A)            | 69.4%  | 76.9%  | 82.7%  | 84.3%  | 85.4%  |

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

2 給水量と取水量

水道の年間総給水量は、48年度において120億m3となり、43年度の85億m3に対し、約1.4倍になっている(第2-1-2表)。このような給水量の増加は、給水人口の増加と生活水準の向上及び産業の進展等に伴う水使用量の増加によるものである。

総給水量を水道事業の種類別にみると、第2-1-2表のとおり、上水道の占める割合が93.5%と圧倒的に高い。これに対し、簡易水道は事業数において70.6%と大部分を占めているにもかかわらず、給水量においては全体の5.1%にすぎず、しかもその占める割合は年々低下している。一方、水道用水供給事業の占める割合は年々上昇しており、48年度には全体の9.3%に当たる11.1億m3を供給している。

第2-1-2表 給水量の変化

| 第 2 - 1 - 2 表 給水量の変化      |           |           |            |            |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| (単位：1,000m <sup>3</sup> ) |           |           |            |            |            |
|                           | 40 年 度    | 43        | 46         | 47         | 48         |
| 上 水 道                     | 6,416,769 | 7,822,438 | 10,124,463 | 10,738,688 | 11,239,826 |
| (用 水 供 給)                 | 351,074   | 468,845   | 883,869    | 983,956    | 1,112,369  |
| 簡 易 水 道                   | 437,115   | 503,018   | 544,337    | 661,141    | 628,797    |
| 専 用 水 道                   | 185,614   | 167,049   | 162,371    | 153,665    | 153,006    |
| 計                         | 7,039,498 | 8,492,505 | 10,831,171 | 11,553,494 | 12,021,629 |

厚生省水道環境部調べ

給水人口1人1日当たり平均給水量は、48年度で371l(上水道)となっており、前年度と比較するとほとんどその増加がみられないことが注目される。これを水道の規模別にみると、規模の大きい水道ほど1人当たりの給水量が多く、簡易水道においては、上水道のおよそ2分の1にすぎない(第2-1-3表)。これは、規模の大きな水道はそのほとんどが大都市を給水区域とするが、都市部ほど水洗便所、冷暖房設備等が普及し、経済活動が活発であるためである。

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口 (48年度)

| 給水人口による規模別 |          | 箇所数    | 現在給水人口   | 年間給水量             | 1人1日給水量 |      |
|------------|----------|--------|----------|-------------------|---------|------|
|            |          |        |          |                   | 最大      | 平均   |
| 上水道        | 100万人以上  | 8      | 21,812千人 | 37億m <sup>3</sup> | 589l    | 468l |
|            | 50~100万人 | 9      | 6,593    | 9                 | 485     | 384  |
|            | 25~50    | 27     | 8,944    | 12                | 482     | 375  |
|            | 10~25    | 93     | 15,373   | 19                | 456     | 351  |
|            | 5~10     | 134    | 9,321    | 12                | 459     | 347  |
|            | 1~5      | 733    | 15,637   | 17                | 411     | 301  |
|            | 1万人以下    | 693    | 4,417    | 4                 | 362     | 325  |
|            | 建設中      | 109    | 210      | 2                 | 311     | 367  |
| 計          |          | 1,806  | 82,307   | 112               | 483     | 371  |
| 簡易水道       |          | 13,778 | 8,935    | 6                 | 262     | 193  |

厚生省水道環境部調べ

水道用水の取水量を水源別にみると、第2-1-4表のとおり、年間取水量117.5億m<sup>3</sup>(簡易水道と専用水道を除く。)のうち約67%を河川に依存しており、しかもその割合は年々大きくなっている。中でも、ダムに対する依存率は40年度の10.7%から48年度の20.8%へと急速に高まっている。また、ダムへの依存率は規模の大きな水道において特に高い(第2-1-1図)が、これは、急速に増大する需要を賄い、安定した給水を行うためには、一挙に大量の水を確保する必要が生じたことによるものである。

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位: 億 m<sup>3</sup>)

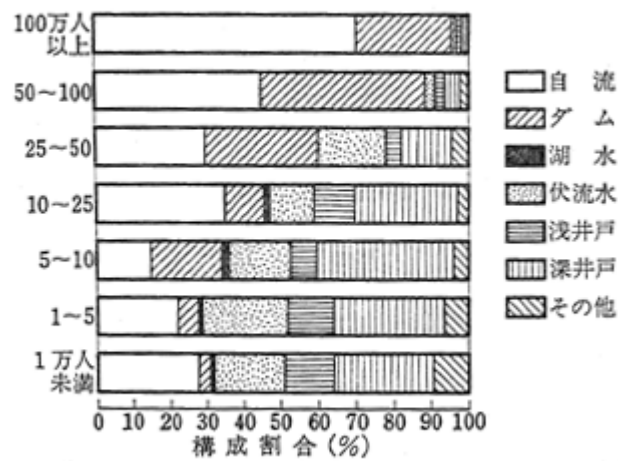
|      | 河川表流水 |        |        | 湖水  | 伏流水  | 浅井戸 | 深井戸  | その他 | 計     |
|------|-------|--------|--------|-----|------|-----|------|-----|-------|
|      | 自流    | ダム(直接) | ダム(放流) |     |      |     |      |     |       |
| 40年度 | 35.8  | 4.5    | 3.0    | 0.6 | 9.5  | 2.3 | 7.1  | 7.3 | 70.1  |
| 43   | 34.7  | 4.8    | 13.8   | 0.9 | 10.1 | 3.7 | 19.4 | 1.9 | 89.3  |
| 48   | 54.3  | 7.5    | 16.9   | 1.0 | 11.0 | 6.6 | 17.7 | 2.5 | 117.5 |

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

第2-1-1図 規模別水源の構成割合

第2-1-1図 規模別水源の構成割合



厚生省水道環境部調べ

このように増大する水道水の需要を賄う水源は,ますます限られたものとなっており,個々の行政区域を越えた広い地域にわたり,長期的な水需給の予測に基づいた効率的な水源開発を進めるとともに,既存水利を見直し,新たな活用を図る等の対応策を講じることが必要である。また,水需給の特にひっ迫した地域においては,将来,水資源開発の代替的方策として雑用水道を布設することが考えられるため,厚生省では雑用水道の基準策定に必要な調査研究に50年度から着手している。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

3 水道の施設整備

水道の施設能力は、第2-1-5表のとおり、43年度の30,422千m<sup>3</sup>/日に対し48年度には45,508千m<sup>3</sup>/日と約1.5倍に増加しているが、この施設能力の拡大は大部分が上水道におけるものである。

第2-1-5表 施設能力

| 第2-1-5表 施設能力                |        |        |        |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (単位：1,000m <sup>3</sup> /日) |        |        |        |        |        |
|                             | 40年度末  | 43     | 46     | 47     | 48     |
| 水道                          | 21,400 | 27,760 | 37,872 | 39,506 | 42,744 |
| 簡易水道                        | 1,822  | 1,856  | 1,832  | 1,834  | 1,817  |
| 専用水道                        | 690    | 806    | 911    | 897    | 947    |
| 計                           | 23,912 | 30,422 | 40,615 | 42,235 | 45,508 |

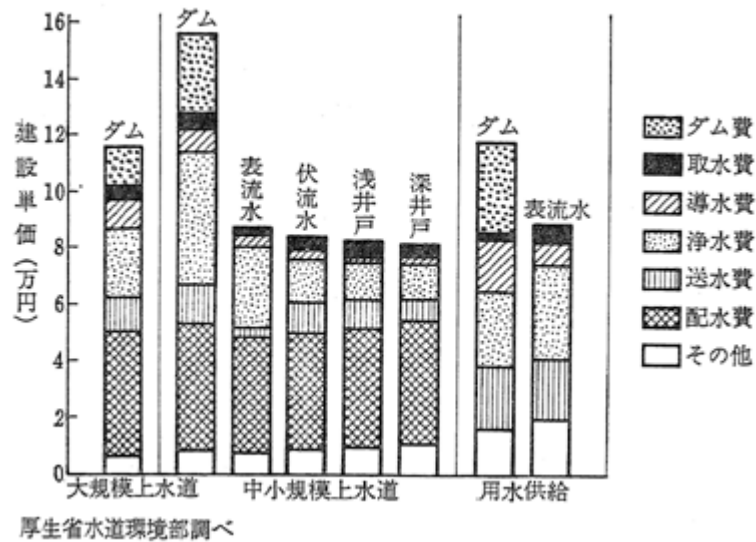
厚生省水道環境部調べ  
(注) 上水道：実績値  
簡易水道：計画給水人口×0.15m<sup>3</sup>で推定  
専用水道：計画給水人口×0.2m<sup>3</sup>で推定

これに対し、簡易水道の施設能力にはほとんど変化がみられない。また、48年度において新たに布設された簡易水道が630あるにもかかわらず、施設総数は漸減傾向にあることから、簡易水道が規模の適正化による効率的運営を求めて統廃合を進め、上水道となっていることがわかる。

水道施設の建設費を1日1m<sup>3</sup>の水を作る水道施設の建設単価で比較してみると、第2-1-2図のとおり、水源をダムに依存するものがより割高となっている。また、上水道においては給水人口規模の大きなものほど割高となっているが、これら規模の大きな水道が取水源を遠隔地に求め、ダムに依存する場合が多いため、ダム建設コスト、導水コスト等が割高になることによるものと考えられる。水道用水供給事業の建設単価が他と比べて割安になっているのは、水道用水供給事業が水道事業者へ浄水を卸売りする事業であることから、他の水道事業に必要な配水施設費が含まれていないことによるものである。

第2-1-2図 1日1mの水をつくる水道施設の建設単価

第2-1-2図 1日1m<sup>3</sup>の水をつくる水道施設の建設単価（49年度）



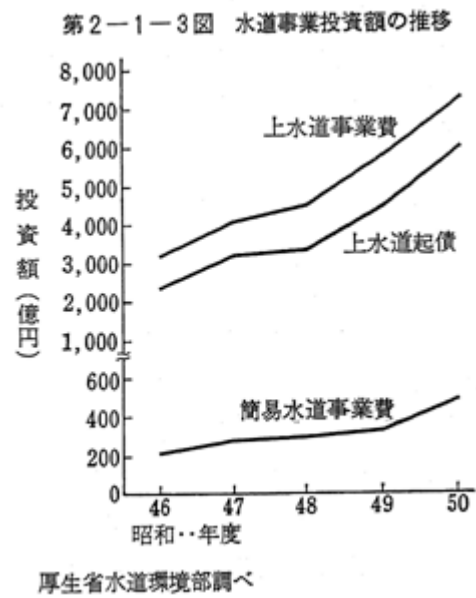
水道施設の建設単価は上水道、水道用水供給事業、簡易水道ともに上昇傾向にあるが、中でも簡易水道の上昇率が著しく、1m<sup>3</sup>/日当たり44年度には10万3,495円であったものが、49年度には48万2,662円と5年の間に4.7倍に上昇している(第2-1-6表)。これは建設資材の高騰など一般的なコストアップ要因に加えて、近年建設されるものは地理的条件の悪いところが多いため、上水道に比して割高になるためと考えられる。また上水道についてみれば、中小規模水道の建設単価は5年の間に3万8,644円から8万3,517円へと約2.2倍に上昇しており、大規模水道が7万3,186円から11万6,492円へと約1.6倍になっているのに比較して、その上昇率はより高くなっている。このことは、中小規模水道においても新たにダムに頼らざるを得なくなっていること及び大規模水道におけるほど規模の経済が働かないことによるものと考えられる。

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

| 第2-1-6表 水道の建設単価の推移       |         |         |         |         |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| (単位：円/m <sup>3</sup> /日) |         |         |         |         |
|                          | 上水道     |         | 用水供給    | 簡易水道    |
|                          | 大規模上水道  | 中小規模上水道 |         |         |
| 39年度                     | 65,987  | 33,582  | —       | 62,673  |
| 44                       | 73,186  | 38,644  | —       | 103,495 |
| 46                       | 81,768  | 54,380  | 71,037  | 194,246 |
| 47                       | 94,150  | 60,558  | 76,143  | 248,080 |
| 48                       | 103,070 | 63,563  | 85,919  | 332,360 |
| 49                       | 116,492 | 83,517  | 100,305 | 482,662 |

水道の建設費の年次推移は、第2-1-3図のとおりであり、50年度においては7,881億円程度の投資額が見込まれるが、このうち上水道建設に対する投資額は7,385億円にのぼると推定される。これらの費用のほとんどは、地方債と国庫補助金によって賄われている。そのうち上水道に対する国庫補助は、先行投資となるか又は原水単価が割高となる水源開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設及び浄水場排水処理施設の整備に対して行われており、その額は50年度において361億円となっている。また、50年度の地方債予定額は6,060億円となっている。

第2-1-3図 水道事業投資額の推移



また,簡易水道には市町村の財政力,建設条件等を考慮した国庫補助がなされており,50年度には建設費総額496億円のうち国庫補助金は139億円,地方債予定額は259億円となっている。



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

#### 第2節 水道の現状と動向

#### 4 水質

---

水道水は飲用に適する水でなければならないことから,水道の原水の水質は清浄なものほど望ましいが,水道の水源である公共用水域の水質汚濁の進行は,良質な水道原水を確保する上で大きな障害になっている。

汚濁物質の一時的な増加による水道への直接的な被害件数は,48年には194件であり,増加の傾向はやや鈍化しているものの,汚濁原因は,砂利採取工事(75件),排油(49件),工場排水(48件),家畜排水(19件)などと多様化している。これら突発的な汚濁が生じた場合には,取水の制限,停止にとどまらず,給水停止などにより,水道を利用する市民の日常生活に影響を及ぼすこともある。

また,湖沼等の富栄養化による藻類等の異常発生に伴い,異臭味水の問題が慢性化している例があるが,直接この原因を除去することが極めて難しいため,このような水道にあつては浄水場で活性炭処理等の高度な処理を行うことにより対処すべく,施設の整備等が急がれている。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

5 水道の経営

水道(簡易水道を除く。)の経営は,地方公営企業法により,独立採算制を基本原則として運営されることになっており,水道事業者は経営の効率化に努める一方,その料金は適正な原価を基礎として企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。

水道の給水原価は,水道施設建設に伴うものと職員給与費・浄水費等の運営管理費から成り立っている。水道の建設資金のほとんどは地方債と国庫補助金によって賄われているが,起債に伴う利子負担は,48年度には有収水量1m<sup>3</sup>当たりの総費用47.05円の23.3%に当たる10.98円と大きな部分を占めており(第2-1-7表),水道があいつぐ拡張工事を迫られていることを示している。

水道料金は,建設単価の上昇等のコストアップに伴い適時改訂されているが,ここ数年来,平均販売価格は常に給水原価を下回っている(第2-1-8表)。

第2-1-7表 水道事業の費用内訳

第 2 - 1 - 7 表 水道事業の費用内訳

(単位：円/有収水量 1 m<sup>3</sup>)

|           | 40年度  | 43    | 46    | 47    | 48    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職 員 給 与 費 | 8.89  | 9.87  | 12.28 | 12.93 | 15.37 |
| 減 価 償 却 費 | 3.66  | 4.89  | 5.59  | 6.06  | 6.67  |
| 支 払 利 息   | 6.04  | 8.55  | 9.08  | 9.93  | 10.98 |
| そ の 他     | 9.11  | 11.44 | 14.50 | 16.56 | 14.03 |
| 総 費 用     | 27.70 | 34.75 | 41.55 | 45.48 | 47.05 |
| 指 数       | 100   | 125   | 150   | 164   | 170   |

厚生省水道環境部調べ

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価

第 2 - 1 - 8 表 上水道の平均販売価格と給水原価

(単位：円/m<sup>3</sup>)

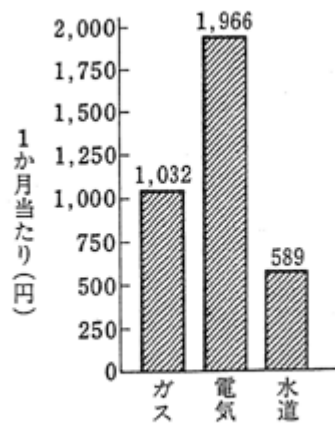
|                 | 40年度  | 43    | 46    | 47    | 48    |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平 均 販 売 価 格 (A) | 24.63 | 30.33 | 34.84 | 37.42 | 40.65 |
| 給 水 原 価 (B)     | 27.70 | 34.82 | 41.55 | 41.64 | 47.10 |
| A/B             | 0.89  | 0.87  | 0.84  | 0.90  | 0.86  |

厚生省水道環境部調べ

また,水道料金の家計支出に占める割合は,全国平均で約0.5%とほぼ毎年一定しており,電気,ガス等生活に密接な関連を持つ他の公共料金に比較して相対的に低い(第2-1-4図)。しかし,水道を取り巻く地理的,社会的条件等の差異により水道料金には著しい格差があり,しかも年々拡大する傾向にある(第2-1-5図)。

## 第2-1-4図 電気・ガス・水道料金調べ

第2-1-4図 電気・ガス・水道料金調べ (48年度)

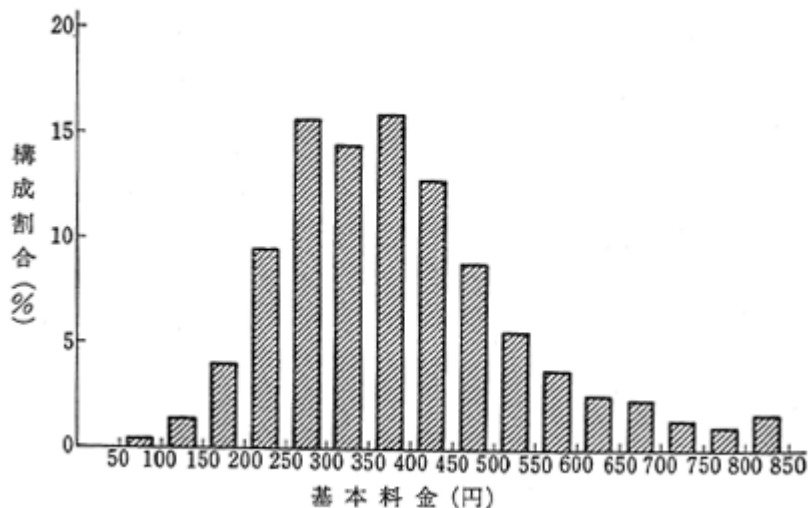


資料：総理府統計局「家計調査年報」  
(注) 人口5万以上の都市世帯対象

## 第2-1-5図 水道料金の格差(1月当たり家庭用基本料金)

第2-1-5図 水道料金の格差 (1月当たり家庭用基本料金)

(49年4月1日現在)



厚生省水道環境部調べ

水道を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが予想される。したがって,以前にもまして経営の合理化に努めることはもとより,地域的にバランスのとれた水資源開発,技術水準の高度化,財政基盤の強化等を図るため,従来の行政区域にとらわれない効率的な経営規模を求めること,すなわち,水道事業の広域化を推進する必要がある。

厚生白書 (昭和50年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物処理対策

第1節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の処理の状況

廃棄物は、し尿、ごみなど、主として国民の日常生活に伴って生じる「一般廃棄物」と、事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの「産業廃棄物」とに大別される。

一般廃棄物のうち、し尿の処理の状況は第2-2-1表に示すとおりである。

第2-2-1表 し尿処理の状況

| 第 2 - 2 - 1 表 し尿処理の状況     |        |                         |            |                         |            |                         |            |                          |            |                          |            |
|---------------------------|--------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|
|                           |        | 44 年 度                  |            | 45                      |            | 46                      |            | 47                       |            | 48                       |            |
| 処理区域人口<br>(対総人口比率)<br>(注) |        | 千人<br>80,592<br>(78.5%) |            | 千人<br>84,694<br>(81.6%) |            | 千人<br>99,127<br>(93.8%) |            | 千人<br>101,039<br>(93.5%) |            | 千人<br>106,645<br>(98.6%) |            |
| 水洗化人口                     | 公共下水道  | 9,273                   |            | 10,930                  |            | 11,755                  |            | 13,220                   |            | 14,787                   |            |
|                           | し尿浄化槽  | 10,324                  |            | 10,417                  |            | 10,306                  |            | 11,777                   |            | 13,431                   |            |
|                           | 計      | 19,597                  |            | 21,347                  |            | 22,061                  |            | 24,997                   |            | 28,218                   |            |
| 非水洗化人口                    |        | 60,995                  |            | 63,347                  |            | 77,066                  |            | 76,042                   |            | 78,427                   |            |
| 非水洗化分内訳<br>(し尿量、構成比)      |        | kl/日<br>88,442          | %<br>100.0 | kl/日<br>91,091          | %<br>100.0 | kl/日<br>128,122         | %<br>100.0 | kl/日<br>116,271          | %<br>100.0 | kl/日<br>108,493          | %<br>100.0 |
| 計画<br>収集<br>量             | 下水道投入  | 5,513                   | 6.2        | 4,170                   | 4.6        | 5,846                   | 4.6        | 5,391                    | 4.7        | 5,307                    | 4.9        |
|                           | し尿処理施設 | 53,557                  | 60.6       | 60,137                  | 66.0       | 58,842                  | 45.9       | 60,912                   | 52.4       | 62,775                   | 57.9       |
|                           | 農村還元等  | 6,923                   | 7.8        | 4,532                   | 5.0        | 6,713                   | 5.2        | 6,891                    | 5.9        | 4,395                    | 4.1        |
|                           | 海洋投入   | 13,410                  | 15.2       | 13,622                  | 14.9       | 13,640                  | 10.7       | 13,527                   | 11.6       | 12,975                   | 12.0       |
|                           | 計      | 79,403                  | 89.8       | 82,461                  | 90.5       | 85,041                  | 66.4       | 86,721                   | 74.6       | 85,452                   | 78.9       |
| 自家処分量                     |        | 9,039                   | 10.2       | 8,630                   | 9.5        | 43,081                  | 33.6       | 29,550                   | 25.4       | 23,041                   | 21.1       |

厚生省水道環境部調べ  
(注) 45年度までは特別清掃地域人口である。

このうち、水洗化人口は、公共下水道の整備とし尿浄化槽の増加により、48年度末では約2,822万人に達し、前年度に比べ12.9%の伸びを示している。また、計画収集量のうちし尿処理施設あるいは下水道終末処理場で処理される割合は62.8%である。この処理方法と水洗化处理とを合わせてし尿の衛生的処理と呼んでいるが、48年度におけるし尿の衛生的処理率は72.6%となっており、今後更にこの割合を高める必要がある。

下水道の整備されていない地域で水洗便所を設置する場合にはし尿浄化槽を設けなければならないが、国民の水洗便所に対する要望の高まりに伴い、近年におけるし尿浄化槽の普及には目覚ましいものがある。これを設置数からみると、49年3月末日まで160万2,820基と41年3月の約9.8倍に達している(第2-2-2表)。

## 第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

| 第 2 - 2 - 2 表 し尿浄化槽の設置数 |          |          |          |             |             |
|-------------------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|
|                         | 設 置 数    |          |          |             |             |
|                         | 41年 3 月  | 43年 3 月  | 45年12月   | 48年 3 月     | 49年 3 月     |
| 0～ 20人槽                 | 157, 177 | 273, 891 | 421, 238 | 878, 431    | 1, 121, 278 |
| 21～ 100                 | 119, 176 | 155, 423 | 209, 902 | 336, 835    | 371, 147    |
| 101～ 300                | 51, 203  | 51, 703  | 60, 502  | 85, 153     | 84, 905     |
| 301～ 500                |          | 10, 808  | 14, 002  | 16, 186     | 17, 850     |
| 小 計                     | 327, 556 | 491, 825 | 705, 644 | 1, 316, 605 | 1, 595, 180 |
| 501～1, 000人槽            | 6, 371   | 4, 199   | 4, 426   | 4, 484      | 4, 986      |
| 1, 001～2, 000           | 1, 237   | 1, 080   | 1, 301   | 1, 489      | 1, 695      |
| 2, 001～3, 000           | 153      | 177      | 241      | 375         | 473         |
| 3, 001～4, 000           | 66       | 68       | 115      | 127         | 170         |
| 4, 001～5, 000           | 28       | 32       | 48       | 92          | 90          |
| 5, 001 人 槽 以 上          | 47       | 129      | 128      | 240         | 226         |
| 小 計                     | 7, 902   | 5, 685   | 6, 259   | 6, 807      | 7, 640      |
| 合 計                     | 335, 458 | 497, 510 | 711, 903 | 1, 323, 412 | 1, 602, 820 |

厚生省水道環境部調べ

しかし、し尿浄化槽が定常的にその本来の機能を発揮するためには適正な維持管理が必要不可欠であり、その適正を欠くときは放流水の水質が悪化し、公共用水域の汚染問題につながる可能性がある。このため、し尿浄化槽設置者に対し、し尿浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、し尿浄化槽清掃業者による定期的な汚でいの引き抜き等の保守点検を受けるよう今後とも指導を強化していく必要がある。

次に、ごみの処理の状況は第2-2-3表に示すとおりであるが、43年度以降ほぼ10%の割合で増加してきたごみの排出量は、48年度において初めてその伸び率が低下した。

これまでのごみ処理方法についての原則は、焼却することにより減量化、安定化し、焼却残灰を埋め立てる方法であり、48年度末においては、計画収集量のうち焼却処理されるものの割合は約47.5%であるが、今後はごみ焼却場によって余熱を利用する方法、コンポストイングあるいは分別収荷システム及び分別された再生利用可能なごみの再資源化など焼却処理以外の処理方法についても検討を加えていく必要がある。

## 第2-2-3表 ごみ処理の状況

第2-2-3表 ごみ処理の状況

|                | 44年度          |            | 45            |            | 46            |            | 47            |            | 48            |            |
|----------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|
| 処理区域人口<br>(注1) | 千人<br>80,592  |            | 千人<br>84,694  |            | 千人<br>99,127  |            | 千人<br>101,039 |            | 千人<br>106,645 |            |
| 1人1日当たり<br>排出量 | g<br>870      |            | g<br>909      |            | g<br>841      |            | g<br>908      |            | g<br>891      |            |
| ごみの総排出量        | t/日<br>70,115 | %<br>100.0 | t/日<br>76,998 | %<br>100.0 | t/日<br>83,328 | %<br>100.0 | t/日<br>91,757 | %<br>100.0 | t/日<br>95,052 | %<br>100.0 |
| 焼却             | 35,758        | 51.0       | 42,559        | 55.3       | 37,717        | 45.3       | 42,604        | 46.5       | 45,170        | 47.5       |
| 計埋立            | 24,688        | 35.3       | 25,715        | 33.5       | 27,543        | 33.1       | 30,587        | 33.3       | 32,003        | 33.7       |
| 画高速堆肥化         | 677           | 1.0        | 548           | 0.7        | 513           | 0.6        | 408           | 0.4        | 249           | 0.3        |
| 収堆肥化           | 106           | 0.1        | 36            | 0.0        | 224           | 0.2        | 54            | 0.1        | 20            | 0.0        |
| 集飼料            | 102           | 0.1        | 96            | 0.1        | 42            | 0.1        | 32            | 0.0        | 23            | 0.0        |
| 量その他           | 988           | 1.4        | 945           | 1.2        | 1,089         | 0.3        | 1,859         | 2.0        | 1,582         | 1.7        |
| 計              | 62,319        | 88.9       | 69,899        | 90.8       | 67,128        | 80.0       | 75,544        | 82.3       | 79,047        | 83.2       |
| 自家処分量          | 7,796         | 11.1       | 7,099         | 9.2        | 16,200        | 19.4       | 16,213        | 17.7       | 16,005        | 16.8       |
| 直接搬入分(注2)      | 10,586        |            | 8,786         |            | 22,767        |            | 24,926        |            | 27,186        |            |

厚生省水道環境部調べ

(注1) 45年度までは、特別清掃地域人口である。

(注2) 45年度までは、「多量の汚物・特殊の汚物」として処理された量である。

また、ごみ、し尿など廃棄物の処理に当たっては、これが大気汚染、水質汚濁など環境汚染を生じないように、排ガス中のばい煙の除去、排水の処理などに万全を期する必要がある。

一般廃棄物の処理の状況は以上のようなものであるが、その処理事業は各市町村における歴史的、社会的実情などの相違から様々な事業形態の下に行われている。これを分類すると、市町村の直営によるもの、市町村の委託を受けた業者によるものとに分けられる。第2-2-4表は一般廃棄物の収集につき、これを事業形態別に示している。

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態 (48年度)

|              | し尿の収集  |       | ごみの収集  |       |
|--------------|--------|-------|--------|-------|
|              | kl/日   | %     | t/日    | %     |
| 市町村によるもの {直営 | 17,814 | 20.8  | 54,932 | 69.5  |
| {委託          | 26,445 | 31.0  | 15,545 | 19.7  |
| 許可業者によるもの    | 41,184 | 48.2  | 8,570  | 10.8  |
| 計            | 85,443 | 100.0 | 79,047 | 100.0 |

厚生省水道環境部調べ

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物処理対策

##### 第1節 一般廃棄物

#### 2 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措

## 置法

---

良好な都市環境の形成を図るため下水道の整備が強力に推進されているが、公共下水道の処理区域内ではくみ取り便所の新設は禁止され、既設のものは水洗便所に改造しなければならない(建築基準法第31条、下水道法第11条の3)。このため、下水道の普及に伴い、従来市町村の委託を受け又は市町村長の許可を受けてし尿の収集、運搬又は処理を行ってきた業者の業務量が減少し、転廃業を余儀なくされるなどの問題が生じている。

一方、し尿の適正な処理を確保するためには、要処理し尿の量の減少に見合った転廃業を行うこととする必要がある。

このような事態に適切に対応するため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が制定され50年5月23日に施行された。同法は、し尿処理業者等の業務の安定を図るとともに、し尿の適正な処分を確保するための方策として、市町村がこれらの業者の経営の近代化、規模の適正化を推進するために行う事業について合理化事業計画を策定し、この合理化事業計画の定めるところにより、事業転換を行うし尿処理業者に対しては国、地方公共団体が金融措置及び従業員の転職を円滑にするための職業訓練等の措置を講ずるよう努めるべきものとしている。

---



各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物処理対策

第1節 一般廃棄物

3 一般廃棄物の処理施設の整備の状況

一般廃棄物処理施設の整備の状況は、第2-2-5表に示すとおりである。まず、し尿処理施設の49年度当初の施設数は1,070、施設能力は8万5,362kl/日と35年度の約8.2倍になっている。また、団地などで家庭雑排水とし尿を合併処理する地域し尿処理施設は49年度当初で110か所、計画処理人口48万8,707人である。

第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況(着工ベース)

| 第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況（着工ベース） |       |        |          |      |           |          |       |         |          |     |       |
|-----------------------------|-------|--------|----------|------|-----------|----------|-------|---------|----------|-----|-------|
| し尿処理施設                      |       |        | 地域し尿処理施設 |      |           | ごみ焼却処理施設 |       |         | 粗大ごみ処理施設 |     |       |
| 年度                          | 施設数   | 処理能力   | 年度       | 施設数  | 計画処理人口    | 年度       | 施設数   | 処理能力    | 年度       | 施設数 | 処理能力  |
|                             | か所    | kl/日   |          | か所   | 人         |          | か所    | t/日     |          | か所  | t/日   |
| 35                          | 156   | 10,457 | 40       | —    | —         | 35       | 745   | 8,717   | 40       | —   | —     |
| 40                          | 792   | 45,321 |          |      |           | 40       | 1,409 | 20,736  |          |     |       |
| 45                          | 956   | 67,088 | (45)     | (53) | (235,387) | 45       | 1,293 | 53,998  | 46       | 12  | 735   |
| 47                          | 979   | 81,062 |          |      |           | 47       | 1,473 | 96,066  | 47       | 39  | 1,615 |
| 48                          | 1,070 | 85,362 | 48       | 110  | 488,707   | 48       | 1,637 | 105,633 | 48       | 38  | 2,460 |

厚生省水道環境部調べ  
(注) ( ) 内は稼働ベースの数字である。

次に、ごみ焼却処理施設についてみると、49年度当初の施設数は1,637、処理能力は10万5,633t/日と、35年度の約12.1倍となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、主として可燃性ごみを破砕する施設、不燃性ごみを圧縮する施設、そしてそれら両者を兼ね備えた併用施設とに分けられるが、これらを合わせて、49年度当初の施設数は38基となっている。

第2-2-6表は、過去5年間の高速堆肥化施設の整備の状況である。46年度には18施設が稼働していたものが、年々減少を続け49年度には8施設となったが、50年度においては減少が停止しており、高速堆肥化処理に対する見直しの気運との関係で注目される。

第2-2-6表 高速堆肥化施設の整備状況

第2-2-6表 高速堆肥化施設の整備状況

|        | 施 設 数 | 処 理 能 力 |
|--------|-------|---------|
| 46 年 度 | 18か所  | 726t/日  |
| 47     | 12    | 456     |
| 48     | 10    | 356     |
| 49     | 8     | 290     |
| 50     | 8     | 290     |

厚生省水道環境部調べ

一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置についてみると、廃棄物処理施設整備計画の最終年度に当たる50年度の国の一般会計予算は、49年度同様、公共事業について総需要抑制のため財政規模が抑えられたが、生活環境整備の促進を図る上から、地方公共団体に対する廃棄物処理施設整備に要する補助額は、し尿処理施設39億円、ごみ処理施設182億円、他省庁計上分14億円の計235億円が計上され、対前年度比25%の伸びをみせた。なお、50年度財政投融资計画においては、地方公共団体の一般廃棄物処理事業に対し1,050億円(対前年度伸び率32.8%増)が計上された。その内訳は、し尿処理施設282億円、ごみ処理施設748億円、収集運搬車20億円となっている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物処理対策

##### 第1節 一般廃棄物

#### 4 一般廃棄物処理に関する調査

---

#### (1) 49年度において実施した調査研究

##### ア 廃棄物の処理技術開発に関する研究

49年度には廃棄物の埋立処分についての技術開発に関する研究(47年度～51年度)が行われた。これは、既存埋立地のごみ層状態等の経年変化の実態調査及び新しい埋立方法として有望な好気性埋立ての技術的可能性の追求を行ったものである。

##### イ 中小都市の廃棄物処理システムの設計研究

本研究は、今日の都市社会における諸問題のうちの根本をなすものと考えられる廃棄物問題の解決策を、中小都市をモデルとして47年度から継続して進めてきたものである。

49年度は、過去2か年の研究成果を総括し、最も重要であると思われる固型廃棄物の情報管理システムの実験と、中小都市から政令都市規模への成果の適用の可能性を検討した。

#### (2) 第2回日米廃棄物処理委員会の開催

49年9月24,25日の両日、第2回日米廃棄物処理委員会が米国ワシントンで開催された。本委員会は、廃棄物に関する日米政府間ベースのもので、今回は、1)廃棄物処理の現状、2)廃棄物の収集、運搬及び処分、3)有害廃棄物の管理、4)資源化再利用に関する日米両国における施設の現状及び問題点等について討議するとともに、更に今後とも両国間における情報、技術等の交換を継続することの必要性が確認された。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物処理対策

第2節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の処理の状況

産業廃棄物は、これを排出する事業者が自ら処理しなければならない。また、市町村は一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理し、都道府県は主として広域的処理を必要とする産業廃棄物の処理を行うことができるものとされている。これに基づき、生活環境の保全上特に必要な場合に公共的な主体による産業廃棄物の処理を行うこととしている道府県があるほか、既に数府県において処理事業が実施されている。

都道府県知事は、その区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならないこととされているが、50年6月現在、27道府県がこれを策定済みであり、その他5都府県が基本計画を定めている。これらの処理計画においては、単独又は共同処理、地域別、業種別又は系列別処理など、その都道府県の区域の産業構造に応じた処理体系の確立を目指している。

産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けなければならないが、この許可状況は第2-2-7表のとおりである。また、産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、その工事に着手する前に都道府県知事に届け出なければならないこととされているが、その届出状況は第2-2-8表のとおりである。これら産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置に対しては、公害防止事業団、中小企業金融公庫等の政府関係金融機関からの融資制度が設けられ、税制上も優遇措置が講じられている。また、産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、厚生大臣認定講習会が各地で実施されている。

第2-2-7表 産業廃棄物処理業許可件数

| 第 2 - 2 - 7 表 産業廃棄物処理業許可件数 |       |      |      |              |              |              |                        |       |
|----------------------------|-------|------|------|--------------|--------------|--------------|------------------------|-------|
| (49年3月31日現在)               |       |      |      |              |              |              |                        |       |
| 区 分                        | 収集運搬  | 中間処理 | 最終処分 | 収集運搬<br>中間処理 | 収集運搬<br>最終処分 | 中間処理<br>最終処分 | 収集運搬・<br>中間処理・<br>最終処分 | 計     |
| 届出数                        | 2,731 | 53   | 73   | 221          | 358          | 18           | 71                     | 3,525 |

厚生省水道環境部調べ

第2-2-8表 産業廃棄物処理施設設置届出数

第 2－2－8 表 産業廃棄物処理施設設置届出数

(49年3月31日現在)

| 区 分 | 汚でいの脱水施設 | 汚でいの乾燥施設 | 汚でいの焼却施設 | 廃油の水分分離施設 | 廃油の焼却施設 | 廃酸、アルカリ中和施設 | 廃プラスチック類の破砕施設 | 廃プラスチック類の焼却施設 | コンクリート型化施設 | 水銀を含む汚でいのばい焼施設 | シアン化合物の分解施設 |
|-----|----------|----------|----------|-----------|---------|-------------|---------------|---------------|------------|----------------|-------------|
| 届出数 | 1, 024   | 94       | 190      | 382       | 203     | 590         | 51            | 370           | 55         | 4              | 197         |

厚生省水道環境部調べ

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物処理対策

##### 第2節 産業廃棄物

##### 2 産業廃棄物処理問題懇談会の中間報告

---

産業廃棄物の適正な処理を進めるに当たって生じる諸問題を解決するには、広く各界の意見を求めることによって適切かつ効果的な施策を講じる必要がある。このため、48年11月5日、厚生大臣の私的諮問機関として「産業廃棄物処理問題懇談会」を設置した。同懇談会は今後のあるべき産業廃棄物処理システムについて審議を重ねてきたが、49年8月13日、同懇談会の専門部会(制度部会及び技術部会)から主として学問的立場からの対策のあり方について中間報告を受け、これを基本として具体的な方針を取りまとめるべく、最終的な審議を行っているところである。

なお、この中間報告は、制度部会がまとめた制度面に関する報告(「廃棄物処理に関する費用負担及び公共による関与のあり方について」)並びに技術部会がまとめた技術面に関する報告(「産業廃棄物処理に係る技術面の検討について」)よりなっている。その概要はそれぞれ次のとおりである。

#### (1) 「廃棄物処理に関する費用負担及び公共による関与のあり方について」

産業廃棄物処理は事業者責任の原則の下に行われなければならないものであるが、他方、その適正な処理を推進するためには、行政面、司法面における本来的な公的関与から、誘導政策の導入や処理の主体としての公的関与に至る様々の公共関与の分野が考えられる。本報告では、特にOECD(経済協力開発機構)のPPP(汚染者負担の原則)との関連についても検討を行い、廃棄物処理に関する費用負担、公共による関与のあり方に関する評価の基準及び国際的にも妥当とされる基本的な考え方(公準)を学問的に整理し、検討を加えたものである。

#### (2) 「産業廃棄物処理に係る技術面の検討について」

この報告は、産業廃棄物の技術的分野において現在直面している典型的な基礎的技術問題に関し、現状分析、問題点の指摘及び今後の課題の提案を行ったものである。この基礎的技術問題とは、1)産業廃棄物処理に関する情報管理、2)産業廃棄物の埋立処分地における環境保全システム、3)産業廃棄物の資源化、4)産業廃棄物処理に関する既存技術とその評価、5)産業廃棄物の海上処理である。

---

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物処理対策

##### 第2節 産業廃棄物

#### 3 産業廃棄物に係る調査研究

---

厚生省では、懇談会の設置と並行して、産業廃棄物処理に関する新しいシステムを編み出すための各種の調査研究を実施し、今後の対策の検討を続けている。産業廃棄物処理のための法体系は一応整備されたところであるが、その実態面をみると必ずしも適正な処理処分が徹底しているとは言い難い。こうした状況の中で、最近情報管理の問題がクローズアップされている。

産業廃棄物については、その質、量等の排出実態、処理の実態、再利用の状況等が十分には握されていないため、産業廃棄物処理に関する総合的な計画の作成、広域処理、共同処理体制の整備等が進展せず、また、海洋投棄等に対する監視が徹底しないなどの問題点を生じている。産業廃棄物の適正な処理を推進するに当たっては、産業廃棄物処理行政の第一線にある地方公共団体を中核とした地域情報管理システムを整備し、また、全国的な情報管理システムにまで発展させる必要がある。

既に48年において産業廃棄物システムを構成する各種要素との関連で情報管理システムの位置づけなどその基本的な考え方について研究をしたところであるが、49年度においても「産業廃棄物に関する情報管理及び管理システムに関する調査研究」を実施し、更に、48年度の研究を進め、モデル県における産業廃棄物の排出など処理の実態に即した地域情報の管理システムの基本構想及びその整備の方法をまとめ、また、全面的なシステム整備のための今後の方向性を探った。

また、「産業廃棄物の分類及び実態調査の方法の開発に関する調査研究」を実施し、これまで統一されていなかった産業廃棄物の分類方法及び実態調査の方法を確立するなどの研究を行った。これは全国的に統一された産業廃棄物処理行政を推進するとともに、今後における情報システムのための基礎情報の統一化にも資するものである。

産業廃棄物処理問題懇談会の中間報告において事業者責任の原則の下における産業廃棄物処理に関する公共関与の基本的考え方が明らかにされたが、更に、「公共関与による産業廃棄物の処理事業実施方式に関する調査研究」を実施し、具体的に主要な産業廃棄物の種類ごとに公共関与の必要性など公共関与に関する行政側の意志決定方法について研究を進めた。

その他、「有害物質を含む産業廃棄物の発生過程に関する調査研究」を実施し、有害物質を含有する産業廃棄物を発生させる製造工程ごとにその発生メカニズムなど排出物の性状などを明らかにした。また、「主要工業製品製造に伴う廃棄物発生に関する調査研究」では、主要工業製品ごとに製造など消費過程における廃棄物の排出原単位を調査した。

以上が49年度の調査研究の概略であるが、これらの研究は相互に密接な関連を有しており、この研究成果を総合的に取り入れて、今後の産業廃棄物処理対策に反映させていかねばならない。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

1 国内の動向

(1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒の発生は,年ごとに多少の増減がみられるが,40年以降は横ばいの状況にある。

49年の食中毒の発生状況は,事件数が1,202件(対前年比0.08%増),患者数2万5,986人(対前年比29.5%減),死者数48人(対前年比18.8%増)となっており,事件数はほぼ前年並みであるが,患者数が大幅に減少し,死者数が増加しているのが特徴的である(第2-3-1表)。

第2-3-1表 食中毒事件数,患者数,死者数,罹患率及び死亡率の年次推移

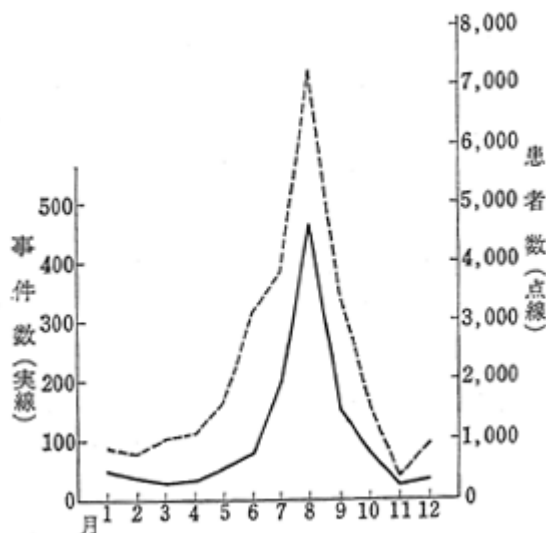
|      | 事 件 数 | 患 者 数  | 死 者 数 | り 患 率<br>(人口10万対) | 死 亡 率<br>(人口10万対) |
|------|-------|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 39 年 | 2,037 | 41,638 | 146   | 42.8              | 0.2               |
| 40   | 1,208 | 29,018 | 139   | 29.5              | 0.1               |
| 41   | 1,400 | 31,204 | 117   | 31.5              | 0.1               |
| 42   | 1,565 | 39,760 | 120   | 39.6              | 0.1               |
| 43   | 1,093 | 33,041 | 94    | 32.6              | 0.1               |
| 44   | 1,360 | 49,396 | 82    | 48.1              | 0.1               |
| 45   | 1,133 | 32,516 | 63    | 31.3              | 0.6               |
| 46   | 1,118 | 30,731 | 46    | 29.3              | 0.04              |
| 47   | 1,413 | 37,238 | 37    | 35.0              | 0.03              |
| 48   | 1,201 | 36,832 | 39    | 33.9              | 0.03              |
| 49   | 1,202 | 25,986 | 48    | 23.6              | 0.04              |

資料：厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」  
(注) 48年より沖縄県を含む。

月別発生件数は,8月が463件(38.5%)と最も多く,次いで,7月194件(16.1%),9月150件(12.5%)の順となっており,7月～9月の3か月間で年間発生件数の67.1%を占めている(第2-3-1図)。

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動



第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動  
(49年)

資料：厚生省統計情報部「伝染病および食中毒統計」

病因物質別の発生件数は、細菌に起因するものが最も多く654件(54.4%)を占めており、そのうち、腸炎ビブリオによるものが386件(32.1%)、黄色ブドウ球菌によるもの184件(15.3%)、サルモネラ菌によるもの66件(5.5%)、病原大腸菌によるもの16件(1.3%)の順となっている。

また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒は126件(10.5%)発生しているが、このうち、ふぐのテトロドトキシンに起因した食中毒は事件数72件、患者数139人、死者数36人であり、特に、死者数は全死者数の75%に達している。しかし、これらの患者及び死者の大部分は、自分で調理し、摂取した事例であることが目立っている。このほか、病因物質不明のものが407件(33.9%)あり、食中毒発生初期における検査材料の確保を更に徹底するとともに、未知の病原微生物の研究を積極的に進めなければならない。

原因食品別の発生件数は、魚介類によるものが393件(32.7%)と最も多く、次いで、穀類及びその加工品によるもの67件(5.6%)、野菜類及びその加工品によるもの59件(4.9%)、肉類及びその加工品によるもの24件(2.0%)、卵類及びその加工品によるもの20件(1.7%)、菓子類によるもの14件(1.2%)等となっている。また、原因食品不明のものが417件(34.7%)ある。

原因施設別の発生件数は、家庭が最も多く335件(27.9%)、次いで、飲食店259件(21.5%)、旅館167件(13.9%)、事業場77件(6.4%)の順となっている。

摂取場所別の発生件数では、家庭が最も多く477件(39.7%)、次いで、旅館167件(13.9%)、事業場143件(11.9%)、飲食店133件(11.1%)の順となっている。

また、50年には国際的規模の食中毒が2件発生している。その一つは、50年2月コペンハーゲンで発生した日航機機内食に起因する患者194人の食中毒事件であり、他の一つは、50年5月東京で発生したフィリピン航空機機内食に起因する患者64人の食中毒事件である。これらはいずれも原因食品が外国で調理され、積み込まれたものであるため、その原因は外国にあったといえるが、我が国から出発する国際線航空機も増加しており、国際的な新しい問題として機内食等の安全確保について万全を期す必要がある。

## (2) 国内監視体制の強化

### ア 食品衛生監視員

食品衛生監視員は国、都道府県、政令市に配置されている。都道府県・政令市の監視員は、都道府県庁、市役所及び保健所に配置され、約340万にのぼる食品関係営業施設の監視指導及び食品、添加物、器具、容器包装等

の収去検査等に従事している。

## イ 監視指導の状況

都道府県等の食品衛生監視員が、49年中に行った監視指導の件数は、許可を要する営業施設(飲食店営業、菓子製造業など34業種)に対するものが318万1,039件、許可を要しない営業施設(そう菜販売業、集団給食施設など15業種)に対するものが166万1,304件で、年々漸増の方向にある。

また、監視指導及び収去検査の結果に基づく行政措置は、営業許可の取消しが11件、営業禁止が248件、営業停止が1,321件、施設の改善命令が1,628件、物品の廃棄命令が3,591件、告発が37件、その他が3万7,467件である。

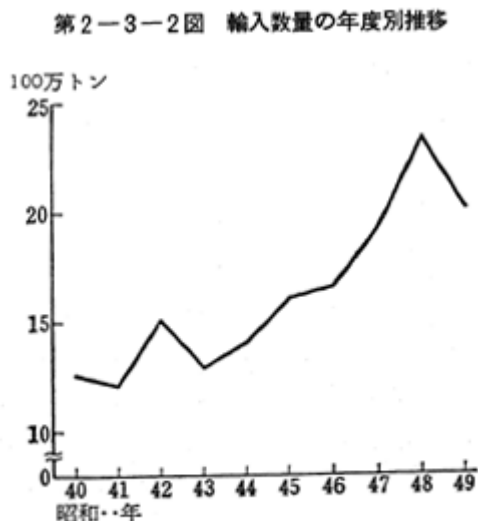
## ウ 監視指導の強化

食品工業の発達に伴う食品関係営業施設の増加、食品流通の広域化、食品の多様化等に対処して食品等の安全性を確保するため、今後とも食品衛生監視員の増員に努めるとともに、研修により最新の技術知識を修得させる等監視員の資質の向上を図るほか、機動力を有する食品監視機動班の編成等効率的な監視指導体制の確立推進を図る必要がある。

## (3) 輸入食品の監視指導体制の強化

食品等の輸入は、輸入件数、輸入数量とも毎年激増していたが、49年における輸入件数は20万2,007件、輸入数量は2,053万トンであり、前年に比較し、輸入数量では約12%減少した。これは一時的な景気の後退によるものと推定される(第2-3-2図)。

第2-3-2図 輸入数量の年度別推移



厚生省環境衛生局調べ

輸入食品は、国内製品と異なり製造過程等が不明であり、また、国によって食品衛生に関する規制が異なるため、我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない不良食品等が輸入されるおそれはかなり高いので、輸入食品に対する監視体制の強化が要請されている。現在、全国の主要14港に国の食品衛生監視員44人が駐在し、食品衛生法第16条に基づく食品等輸入届出書の受理、書類審査、収去検査等を行い、不良食品の輸入防止に努めているところであるが、今後とも食品衛生監視員を増員して監視体制の強化を図るとともに、検査設備を整備、拡充して、食品衛生上特に重要な食品について検査を実施することとしている。また、輸入食品の監視の能率化を図り、その安全性を一層確保するために、食品等を輸入する際の手続、検査等の改正について検討を

行っている。

#### (4) 営業者の自主管理体制の強化

食品の安全確保は営業者に課せられた責務であり、営業者による自主的な衛生管理が要求されている。

営業施設の衛生的な管理運営については、都道府県知事が食品衛生法に基づく基準を定めて営業者に遵守させており、また、49年12月には、製造過程における有害な熱媒体の混入防止のための措置の基準が設けられた。そのほか、社団法人日本食品衛生協会では、厚生省の委託により毎年全国で講習会を開催し、食品衛生指導員(現在 4万8,000人)を養成し、営業者による自主的な衛生管理を推進している。

#### (5) 試験研究機関及び検査施設の整備

食品関係工業の製造、加工技術の高度化、食品中の環境汚染物質の安全性等の新しい問題の出現、食品の安全性についての消費者の関心の高まり等に伴い、食品等の適正な試験及び検査の需要は増大しており、また、高度な技術も要求されている。これらの需要に対処するためには、国、都道府県、政令市の衛生検査施設の整備を推進する必要がある、また、公的性格を有する民間検査施設の活用も重要である。こうした観点から、指定検査機関の指定を推進し、その育成、整備に努めている。

#### (6) 食品衛生の調査研究

食品衛生行政の科学的推進を図るため、食品、添加物等に関する各種の調査研究を大学や試験研究機関に委託して行っているが、50年度は、水銀、鉛等の重金属の安全性、食品中のフタル酸エステル類の実態等の研究を行うとともに、特に、食品添加物2(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル)アクリル酸アミド(以下「AF2」という。)の安全性論議の中で注目された化学物質の変異原性に関して、その基礎試験法の確立と評価方法に関する研究の促進を図っている。

#### (7) 食品事故救済対策

過去の食中毒事件のうち、社会の注目を集めてきた「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)は、厚生省、被害者団体及び森永乳業(株)の話し合いによって、49年4月に財団法人「ひかり協会」が設立され、現在、この団体により被害者に対して各種の救済事業が進められている。また、もう一つの大規模な食中毒事件である「カネミ油症事件」(43年)は、被害者からカネミ倉庫(株)、鐘ヶ淵化学(株)、国等を被告として損害賠償請求訴訟が提起されているが、国は事件発生以来油症患者の追跡調査、油症治療研究等の推進に努めており、また、厚生大臣と被害者との話し合いも数回行われている。

なお、一般の食品事故による被害者の救済制度については、48年から専門家による研究会で研究が続けられており、昨年中間報告がまとめられ、現在も検討が進められている。

#### (8) 食品添加物の再検討

食品添加物については、その安全性について37年以来各種毒性試験を実施し、再評価を行ってきた。また、安全なものであっても必要性が少ないものについては、できるだけ使用を減ずることとして調査研究を行っている。この結果、これまでに食用紫色1号など43品目が削除され、化学的合成品である食品添加物は333品目(50年7月末現在)となっている。

また、合成殺菌料として添加物の指定を受けていたAF2は、近年注目されてきた変異原性の見地から問題とされ、食品衛生調査会において、発がん性を含めて多角的検討が進められていたが、がん原性を有することが判明したため49年9月指定が削除された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第1節 食品衛生の現状

##### 2 国際的動向

---

食品の国際的流通はますます増大しているが、現在食品に対する法規制が国によって異なっており、国際的な統一が望まれている。

このような観点から、37年FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同で国際食品規格計画を進めることとし、38年にその実施機関としてFAO/WHO合同食品規格委員会が設立され、第1回の総会が開かれて以来今日まで、規格委員会の下部機関として設けられた各部会が中心となり統一的な規格作成の作業が進められてきている。

現在まで、既に総会の最終検討を経て勧告規格となったものは、53規格、92残留農薬許容量、6分析法及び7取扱規範があり、各国に対し受諾の要請が行われている。

なお、現在日本を含めて105か国がこの委員会に加盟している。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

---

食品の安全性を確保するためには,その製造,加工,保存,運搬等の各過程で衛生的な取扱いがなされることが必要である。現在,清涼飲料水のほか18の食品群並びに乳及び乳製品について,細菌数,重金属類,残留農薬等の成分規格と製造基準,保存基準等が必要に応じて定められており,また,添加物についてはその大部分に成分規格と使用基準が定められている。今後も,食品安全基準という広い視野に立って,これら規格基準の整備を計画的に進めていくこととしており,現在,油脂利用食品,乳幼児食品,レトルト食品について規格基準設定のための作業を進めている。

また,規格基準設定のための基礎調査としての食品中の微量重金属の実態調査,大規模食品製造業のいっせいで点検等,新しい問題に対応した各種の食品安全確保対策を実施している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

###### 1 AF2禁止後の食中毒対策

合成保存料AF2の使用禁止に伴い,細菌性食中毒,特に,ボツリヌス中毒,ウエルシュ菌中毒の防止対策として,食肉製品及び魚肉ねり製品について製造基準及び保存基準が改正されるとともに,豆腐の製造基準及び保存基準が49年10月に設定された。また,これらの食品の表示基準についても必要な改正が行われた。

###### (1) 豆腐の規格基準

AF2の使用禁止に伴い,豆腐に起因する細菌性食中毒及び伝染病等の事故防止を図るため,新たに製造及び保存の衛生的管理等に関する基準が定められた。

製造基準としては,原料用大豆の取扱いの原則,豆汁又は豆乳及び包装豆腐の殺菌方法,豆腐の水さらし方法及び製造工程で使用する器具の衛生的管理等について定められた。

保存基準としては,冷蔵するか又は十分に洗浄殺菌した水槽内で飲用適の冷水で換水しながら保存することなど,低温保存が義務づけられた。

###### (2) 食肉製品,魚肉ねり製品の規格基準

従前より食肉製品及び魚肉ねり製品については規格基準が設定されていたが,AF2の使用禁止に伴い,細菌性食中毒,特にボツリヌス中毒の防止を図るため規格基準の改正を行った。

製造基準としては,製造に用いる原料肉の取扱いに関すること,並びに殺菌温度及び時間に関する規制を強化するとともに,殺菌後の冷却方法に関して規制を行った。

保存基準は,魚肉ねり製品のうち魚肉ソーセージ,魚肉ハム及び特殊包装かまぼこについて10℃以下に保存することとした。ただし,気密性容器に入れ,120℃で4分間以上加熱殺菌した食肉製品及び魚肉ねり製品,並びにPH6.0以下,水分活性0.94以下に調整した魚肉ハム,魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこはこの適用が除外された。

なお,これらの改正に伴い表示について所要の改正が行われた。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

2 製造業いっせい点検

---

食品製造業の大型化,高度化等に伴い,従来の監視指導業務に加えて製造工学的な点をも加味した高度の監視技術が要求されている。

これらに対応するため,緊急性の高い業種から逐次いっせい点検を実施するとともに,収集した基礎的データを検討して監視指導事項の整備改善を図ることにより,食品事故の未然防止に努めることとしている。

49年度は,食用油脂製造業,マーガリン及びショートニング製造業,食品の冷凍又は冷蔵業の三業種合計3,948施設を対象にしてこのいっせい点検を実施したが,50年度は清涼飲料水製造業,乳処理業及び乳製品製造業を対象に実施することとしている。

---



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

##### 3 生物濃縮実態調査

---

環境汚染に由来する食品の汚染は,食品の安全性確保の見地から重要な問題である。

農作物,魚介類などの食品中に存在する重金属には,環境汚染に由来するものと,自然界を介して天然に含有されるものがある。このため,特に蓄積性が高く,生物濃縮を生ずる重金属については,環境汚染以外に自然界を介して食品に含まれているいわゆるバックグラウンドを調査し,実態をは握しておくことが必要である。この見地から,穀類,果実野菜類,水産物等食品中に含まれるヒ素,鉛等の重要な重金属類を対象に逐次基礎調査を実施し,今後の食品の規格基準設定に資することとしている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

#### 4 残留農薬基準

---

病虫害を防除する目的で農作物などに使用される農薬は,その使用程度によって生鮮食品中に残留するおそれがある。このため,人の健康を損うことのないよう,食品の成分規格として農薬残留基準を設けることとし,39年度より実態調査並びに基準設定を進めている。現在までに,米,きゅうりなど43食品についてDDT,BHCなど22農薬の残留基準を定めており,近くクロルフェンビンホス及びカタホルの2農薬に関して基準を設けるとともに,さといも,そばその他の9食品について新たに基準を設定する予定である。

なお,残留基準の定められた農薬については,農林省において安全使用基準が示され,地方農政局,各都道府県等を通じて農薬の散布方法等の指導が行われている。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

1 牛乳,乳製品の衛生

食生活の変化に伴い,牛乳,乳製品の生産と消費の伸びは著しいものがあり、日常の食生活の中でも主食と同様に重要な地位を占めるに至っている。しかしながら,生乳生産量は47年まで順調に伸びていたものの,48年以降減少傾向にあり,そのうち飲用牛乳はほぼ横ばいである。

49年の生産は,生乳が486万4,000トン(40年比1.5倍),飲用向けが297万900トン(40年比1.6倍),バターが3万8,799トン(40年比1.6倍),チーズが5万3,164トン(40年比3.3倍)である(第2-3-2表)。

第2-3-2表 牛乳生産量及び用途別乳量

| 第 2 - 3 - 2 表 牛乳生産量及び用途別乳量 |           |         |            |
|----------------------------|-----------|---------|------------|
| (単位：1,000t)                |           |         |            |
|                            | 生 乳 生 産 量 | 飲用牛乳向け  | 乳製品等加工原料向け |
| 45 年                       | 4,761.5   | 2,623.5 | 1,962.2    |
| 46                         | 4,819.8   | 2,663.6 | 1,996.9    |
| 47                         | 4,938.8   | 2,803.0 | 1,988.5    |
| 48                         | 4,908.3   | 2,943.2 | 1,830.9    |
| 49                         | 4,868.4   | 2,974.8 | 1,765.9    |

資料：農林省「農林水産統計」

牛乳,乳製品については栄養価の高い自然食品であることから,その重要性が認識され,衛生上の品質,表示等に関する消費者の関心も極めて高く,これらの食品による事故の発生が消費者に与える影響も大きいので,牛乳,乳製品に対する指導,取締りの一層の強化に努めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

2 食肉の衛生

---

食生活の改善によって食肉の需要は増大しており,49年においては畜頭数は1,693万2,819頭(40年比2.0倍)に達している。このうち牛は98万6,544頭(40年比約1.1倍),豚は1,571万5,863頭(40年比2.3倍)となっている。

近年,家畜飼養形態の変化,海外との交流の頻繁化,治療予防技術の進歩等によって家畜疾病の様相に変化がみられている。また,48年11月に我が国で初めて豚水泡病の発生があるなど,と畜場における検査も科学的な精密検査が要求されており,現在の30都県市に食肉衛生検査所を設置してこれに対処している。今後とも,科学的な食肉検査を実施するため,このような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

と畜場は,49年末現在で570か所(40年末827か所),うち公立405か所,私立165か所となっており,と畜場の衛生保持のための施設の整備を行うため特別地方債による整備を進めており,今後,更に中小規模施設の整理統合を図り,衛生的取扱いによる食肉衛生の向上を一層強化する必要がある。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、厚生大臣が人の健康を損うおそれがないとして指定するものを除いて、その使用等が禁じられており、指定に際しては各種の毒性試験等のデータに基づき安全性のチェックがなされている。しかしながら、食品添加物の安全性確認のために行われる各種の毒性試験の技術水準は年々向上しているため、指定後においても常に新たな技術水準をもって見直しを進めることとしている。

この見直しは、37年から開始され、45年度から拡充強化された。49年度からは、従来実施されてきた慢性毒性試験、催奇形性試験等に加え相乗毒性試験も行うこととし、今後とも最新の科学技術水準に基づいた再評価を進めることとしている。

これまでの再評価の結果、ズルチンなど43品目の指定削除がなされ、化学的合成品たる食品添加物は333品目となっている。

更に、その安全性について問題がない食品添加物であっても、これを食品に使用する必要性が少ないものについては、その使用を減少させる等規制を強化することとしており、この結果、生鮮野菜、のり、しょう油、カステラ等へのタール色素系着色料の使用を禁ずる等の措置をとった。今後も、更に使用実態の調査などを行い、使用基準の再点検を図ることとしている。

AF2については、魚肉ねり製品、豆腐などの合成殺菌料として40年以降使用されてきたが、近年目ざましい進展を示した遺伝毒性学的手法による実験において変異原性を示したということから、AF2の安全性について再検討すべきとされ、食品衛生調査会において多面的な資料の収集、検討が行われた。この食品衛生調査会における審議の途中、かねて実施されていた国立衛生試験所での毒性試験結果が提出され、高投与量において腫瘍の発生が認められると報告されたため、AF2は食品添加物として不適とされ、指定が削除されることとなった。

このAF2の使用禁止に伴う細菌性食中毒の防止対策を強化するため、豆腐について製造基準保存基準を新たに設けるとともに、魚肉ねり製品、食肉製品について現行の基準の一部改正を行った(第2節1参照)。

サッカリン及び同ナトリウム(以下、サッカリンという。)については、古くから人工甘味料として使用されてきたが、42年にFAO/WHO合同食品添加物専門家委員会においてその安全性について検討され、サッカリンの一日摂取許容量を5mg/kg(体重)とするよう報告された。ところが、48年に米国で、サッカリンに発がん性の疑いがあるとの報告があったため、食品衛生調査会(毒性、添加物合同部会)において検討され、その結果、サッカリンに発ガン性ありとは断定し難いが暫定的に一日摂取許容量を1mg/kg(体面と定め、新たな実験報告がなされたときに再検討することとされ、これにより暫定的な使用基準が設けられていた。しかしながら、49年に行われたFAO/WHO合同食品添加物専門家委員会が、一日摂取許容量5mg/kg(体重)を変更する必要はないと報告したこと、また、国立衛生試験所において実施中であったぼうこうがんに関する発がん性試験でも発がん性を否定する結果が得られたことから、50年食品衛生調査会で検討の結果、サッカリンの一日摂取許容量を5mg/kg(体重)と改め、食品ごとの使用基準を改正するよう意見具申がなされたため、同年7月所要の改正が行われた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗淨剤

1 器具及び容器包装

---

食品の調理,加工あるいは保存等に用いられる器具及び容器包装については,従来から保健衛生上の見地から各種の規格基準の整備を行ってきたところであり,特に,合成樹脂製器具及び容器包装については46年度以降予算措置がなされ,48年には,まず塩化ビニール樹脂製品について一般規格とは別に個別規格が設けられた。今後とも,ポリオレフィンなど各々の個別規格を整備していく予定である。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗淨剤

2 おもちゃ

---

乳幼児が用いるおもちゃについては,口に触れること等による健康上の危害の発生を防止するため衛生上の規格基準を設ける作業を進めているが,これまでに,おりがみ,うつしえなど5品目についてひ素,カドミウム,鉛などの重金属,着色料等に関する規格基準が設定されている。現在,更に,おしゃぶり,はがためなど数品目について規格基準の整備を進めることとしている。

---



各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗淨剤

3 洗淨剤

---

野菜,果実又は飲食器の洗淨剤については従前から適正な使用を行うよう指導してきたが,47年の食品衛生法改正により,公衆衛生上の見地から適正な使用をさせるための基準及び品質規格の設定並びに有害な洗淨剤の排除が法的に行えることとなった。これに基づき,48年に洗淨剤の品質規格及び使用方法の基準が告示された。

なお,48年度より各種洗淨剤について計画的に催奇形性,発がん補助試験等を行い,安全性の再点検を実施している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 環境衛生関係営業

##### 1 営業施設の概要

「環境衛生関係営業」の範囲は、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」において定義されており、具体的には理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、興行場営業、公衆浴場業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業等国民生活に密着したサービスを提供する広範な営業が含まれている。

営業施設数の動向は、その営業の浮沈を端的に示している。例えば、興行場は、映画産業の斜陽化に伴い、施設数が漸減の傾向にある。公衆浴場についてみると、サウナ等のいわゆる特殊浴場の数は増加しているが、一般の公衆浴場では、収益性の低さ、自家風呂の普及等の原因により毎年転廃業する者が続出しており、場所によっては自家風呂を持たない住民の生活に深刻な影響を与えているところもある(なお、厚生省においては、現在、公衆浴場確保対策検討委員会を設置して、公衆浴場の確保に関する基本的な施策のあり方を検討している。)。また、旅館業についてみると、簡易宿所の増加が目立っているが、これは民宿ブームによる民宿施設数の増加によるところが大きいものと思われる。

環境衛生関係営業施設数の全体的な動向をみると、施設が相対的に過剰傾向をみせており、その増加率は漸減の傾向にあるものと認められる。

なお、49年末における施設数は、第2-4-1表のとおりである。

#### 第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

|               | 施 設 数     |           |       | 従業者規模別事業所数の構成比 (47年) |                 |               |
|---------------|-----------|-----------|-------|----------------------|-----------------|---------------|
|               | 48年末      | 49年末      | 伸び率   | 1~4人                 | 5~49            | 50~           |
| 総 数           | 1,683,256 | 1,727,910 | 2.7%  | 82.3%<br>(80.6)      | 17.3%<br>(19.0) | 0.4%<br>(0.4) |
| 興 行 場         | 4,948     | 4,639     | △ 6.2 | 23.8<br>(23.9)       | 74.1<br>(74.2)  | 2.1<br>(2.0)  |
| (再掲)映 画 館     | 3,349     | 3,062     | △ 8.6 | 21.1<br>(21.7)       | 78.0<br>(77.1)  | 0.9<br>(1.2)  |
| ホ テ ル 営 業     | 816       | 1,029     | 26.1  | 73.7<br>(73.0)       | 24.9<br>(25.7)  | 1.4<br>(1.3)  |
| 旅 館 営 業       | 82,307    | 82,609    | 0.4   |                      |                 |               |
| 簡 易 宿 所 営 業   | 23,913    | 25,248    | 5.6   |                      |                 |               |
| 下 宿 営 業       | 2,692     | 2,719     | 1.0   |                      |                 |               |
| 公 衆 浴 場       | 25,634    | 25,566    | △ 0.3 | 76.3<br>(74.2)       | 23.5<br>(22.5)  | 0.2<br>(0.3)  |
| (再掲)民営一般公衆浴場  | 18,889    | 18,144    | △ 3.9 | —                    | —               | —             |
| 理 容 所         | 139,144   | 139,551   | 0.3   | 93.6<br>(89.8)       | 6.4<br>(10.2)   | 0.0<br>(0.0)  |
| 美 容 所         | 125,307   | 128,063   | 2.2   | 91.8<br>(88.0)       | 8.2<br>(12.0)   | 0.0<br>(0.0)  |
| ク リ ー ニ ン グ 所 | 90,632    | 93,150    | 2.8   | 85.9<br>(82.9)       | 13.7<br>(16.7)  | 0.4<br>(0.4)  |
| 飲 食 店 営 業     | 988,463   | 1,013,458 | 2.5   | 79.5<br>(78.0)       | 20.1<br>(21.6)  | 0.4<br>(0.4)  |
| 喫 茶 店 営 業     | 47,842    | 50,693    | 6.0   |                      |                 |               |
| 食 肉 販 売 業     | 144,680   | 154,498   | 6.8   |                      |                 |               |
| 氷 雪 販 売 業     | 6,908     | 6,687     | △ 3.2 | 84.3<br>(83.3)       | 15.6<br>(16.7)  | 0.1<br>(0.0)  |

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

(注) 構成比の欄中 ( ) 内は44年の数字である。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 環境衛生関係営業

##### 2 監視及び指導

---

衛生水準の確保は、環境衛生関係営業にとって特に必要なことであり、個々の法令においてそれぞれ公衆衛生上遵守すべき一定の基準が定められているほか、保健所に置かれている環境衛生監視員によって、必要な監視指導が行われている。環境衛生監視員による監視指導回数は、地域健康センターとしての保健所の役割の増大、監視員の増加が施設数の増加に追いつかないこと等のために、毎年ほぼ同じ回数にとどまっている。ここに、各営業者に自主的に衛生水準の確保を図らせ、監視員による監視指導業務を補完させる必要が生ずるが、このため大きな役割を果たすべきものが、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づいて各都道府県単位ごとに設立される各業種ごとの環境衛生同業組合である。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

3 経営の現状

環境衛生関係営業は、業種によりそれぞれ異なった事情があるが、一般的には次のような特色がある。

第1は、第2-4-1表にみるとおり、零細規模の営業が多く、従業員5人未満の事業所が80%を超えており、年々その割合が高まっているところである。これは、環境衛生関係営業が生業的性質を有することによるものである。

第2は、慢性的な人手不足の状況にあることである。

第3は、営業施設の相対的過剰傾向が見受けられることである。特に、クリーニング業、理・美容業等においてはその傾向が著しく過当競争とでもいうべき状態となっている。この過当競争に更に拍車をかけているのが大企業の中小企業分野への進出であり、このため、中小企業性事業分野の確保に関し法律の制定を望む声も強いが、これには、営業の自由、自由競争の確保という観点からみて種々の問題があることが指摘されている。

第4は、第2-4-2表にみられるような料金の上昇が挙げられる。これらの業種においては、その性格上、もともと合理化による生産性の向上を図ることが困難なため、人件費等の諸経費の上昇がそのまま料金にはねかえること等により料金の上昇が著しくなっている。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の料金

| 第 2 - 4 - 2 表 環境衛生関係営業の料金 |      |      |      |      |      |       |       |       |       |       |
|---------------------------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                           | 40年  | 41   | 42   | 43   | 44   | 45    | 46    | 47    | 48    | 49    |
| 総 合                       | 76.7 | 80.6 | 83.8 | 88.2 | 92.9 | 100.0 | 106.1 | 110.9 | 123.9 | 154.2 |
| 理 髪 料                     | 62.5 | 68.5 | 73.3 | 80.4 | 88.0 | 100.0 | 115.5 | 131.7 | 157.5 | 217.6 |
| パーマメント代                   | 65.1 | 70.4 | 74.2 | 79.6 | 88.4 | 100.0 | 116.0 | 132.8 | 160.3 | 217.9 |
| 入 浴 料(大人)                 | 68.7 | 78.5 | 79.0 | 86.8 | 92.6 | 100.0 | 107.7 | 119.4 | 142.7 | 200.4 |
| 洗たく代(ワイシャツ)               | 83.0 | 83.4 | 82.3 | 86.2 | 91.7 | 100.0 | 113.7 | 124.7 | 142.0 | 190.9 |
| 洗 たく 代(背広上下)              | 94.8 | 93.9 | 90.9 | 91.6 | 94.8 | 100.0 | 106.4 | 111.7 | 119.9 | 146.2 |
| 映 画 観 覧 料                 | 62.7 | 68.0 | 73.3 | 81.2 | 91.6 | 100.0 | 110.3 | 121.8 | 139.6 | 176.3 |
| 宿 泊 料                     | 78.0 | 84.9 | 91.4 | 95.7 | 98.3 | 100.0 | 108.4 | 111.6 | 124.6 | 135.1 |

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」  
(注) 1 表中の数値は、45年を100とした指数である。  
2 「総合」は、総合消費者物価指数である。

このように、環境衛生営業の大部分は経営基盤がぜい弱な中小零細企業であり、変動する社会経済環境に順応しにくい体質を有しており、ともすれば業者間の過当競争等により経営が不安定に陥りやすく、ひいては適正な設備、衛生基準の維持等その健全な経営が阻害される傾向にある。

このために、環境衛生営業については、その体質を強化し、経営の安定と衛生水準の向上に資するため、従来から環境衛生金融公庫より営業設備の近代化を進める等の設備改善資金に対する長期・低利の融資が行われており、あわせて、これらの施策の効果的な活用を期するため営業者に対する組織的な経営指導の強化が図られている。

環境衛生金融公庫の貸付けは年々増加し、49年度の業種別貸付状況は、第2-4-3表のとおりとなっている。また、50年度の融資枠は、対前年度(1,265億円)の20.9%の増に当たる1,530億円(うち、小企業設備改善資金特別貸付け200億円)が計上されており、融資条件についても、貸付限度額の引上げ(一般貸付1,500万円以内を1,800万円以内)、融資対象の拡大等の改善が図られている。

第2-4-3表 環境衛生金融公庫業種別申込・貸付状況

第2-4-3表 環境衛生金融公庫業種別申込・貸付状況  
(49年度)

(1) 一般貸付 業種別申込・貸付状況 (単位: 件, 1,000円)

|               | 申 込 み  |             | 貸 付 け  |             |
|---------------|--------|-------------|--------|-------------|
|               | 件 数    | 金 額         | 件 数    | 金 額         |
| 飲 食 店 関 係 営 業 | 28,341 | 90,855,330  | 34,087 | 58,874,239  |
| 食 肉 販 売 業     | 1,549  | 6,420,175   | 1,749  | 4,192,490   |
| 食 鳥 肉 販 売 業   | 236    | 908,580     | 278    | 571,330     |
| 氷 雪 販 売 業     | 47     | 162,210     | 43     | 87,330      |
| 理 容 業         | 10,753 | 14,299,229  | 11,616 | 9,515,920   |
| 美 容 業         | 5,861  | 15,047,386  | 5,997  | 10,071,330  |
| 興 行 場 営 業     | 91     | 538,810     | 116    | 446,960     |
| ホ テ ル・旅 館 業   | 4,074  | 22,647,645  | 4,968  | 14,931,375  |
| 簡 易 宿 所 営 業   | 253    | 887,770     | 269    | 564,820     |
| 浴 場 業         | 1,374  | 4,267,932   | 1,530  | 3,135,760   |
| ク リ ー ニ ン グ 業 | 5,172  | 12,446,580  | 5,120  | 9,244,970   |
| 理容師・美容師養成施設   | 3      | 18,000      | 5      | 63,000      |
| そ の 他         | 3      | 24,000      |        |             |
| 合 計           | 57,757 | 168,523,647 | 65,778 | 111,699,524 |

(2) 小企業設備改善資金特別貸付 業種別申込・貸付状況 (単位: 件, 1,000円)

|               | 申 込 み |            | 貸 付 け |           |
|---------------|-------|------------|-------|-----------|
|               | 件 数   | 金 額        | 件 数   | 金 額       |
| 飲 食 店 関 係 営 業 | 4,962 | 5,435,120  | 4,752 | 5,160,350 |
| 食 肉 販 売 業     | 236   | 319,000    | 213   | 291,300   |
| 食 鳥 肉 販 売 業   | 84    | 98,800     | 90    | 105,550   |
| 氷 雪 販 売 業     | 22    | 22,650     | 22    | 21,850    |
| 理 容 業         | 1,436 | 963,800    | 1,356 | 900,700   |
| 美 容 業         | 871   | 787,880    | 830   | 746,870   |
| 興 行 場 営 業     | 20    | 28,600     | 19    | 27,000    |
| ホ テ ル・旅 館 業   | 693   | 924,560    | 660   | 879,310   |
| 簡 易 宿 所 営 業   | 6     | 8,600      | 7     | 9,100     |
| 浴 場 業         | 441   | 400,610    | 424   | 388,200   |
| ク リ ー ニ ン グ 業 | 942   | 1,021,790  | 907   | 969,750   |
| 合 計           | 9,713 | 10,011,410 | 9,280 | 9,499,980 |

厚生省環境衛生局調べ

また、環境衛生営業の経営指導の体制としては、46年度に「経営相談員制度」を、48年度には「経営特別相談員制度」を設け、それぞれ業界組織における自主的な指導・相談業務活動が促進されている。これら相談員の養成は、国が定める講習要領による各都道府県の講習会で行われている。経営相談員は、営業者の相談に応じ、金融、税務、経理、衛生等の指導業務に従事しており、経営特別相談員は、48年度に創設された環境衛生金融公庫の「小企業設備改善資金特別貸付制度」が無担保、無保証融資であることにかんがみ、その円滑

な運用を期するための指導事務を中心に、経営相談員との連携を図りつつ、営業者の経営指導に従事している。更に、49年度には、これらの経営指導をより専門的に行うことを目指し、都道府県環境衛生同業組合連絡協議会等に所定の資格(中小企業診断上等)を持った「経営指導員制度」を設け、従前の経営相談員等が行う業務の助言・指導その他財務管理を中心とした専門的指導に当たらせることとし、組織的な経営指導体制の整備が進められることとなった。

今後とも、これら融資の拡大等の施策の推進が要請されている。

---

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により,各種の化学物質が処理剤,加工剤として繊維製品,家具,洗剤,塗料等の家庭用品に使用され,難燃性,柔軟性,防かび性,防しわ性等によりその品質を高め,国民生活に大いに利便を供している。その反面,これらの化学物質の人体への影響についてはほとんど検討がなされず,保健衛生上何らの規制もないまま家庭用品として生産,消費されていたため,家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるに至った。すなわち,40年代に入り,主婦連,学者,国民生活センター,地方消費生活センター等の調査結果において,かなりの健康被害がみられ,45年に科学技術庁の「衣料処理剤に関する基礎調査資料」が発表されるに及び,被害実態もかなり詳細に明らかになった。これらの被害調査報告によると,特に人体との接触の頻度の高い衣料による被害例が多く,これは繊維製品等に使用されている各種加工剤の影響と考えられた。また,被害の大半は,かぶれ,かゆみ,湿疹等の皮膚障害であるが,その他慢性的な内科疾患(めまい,気管支炎,肝障害等)の可能性も指摘されていた。

このような状況から,厚生省においては,46年度に厚生科学研究補助金により,「日用品等に含まれる化学物質の健康に及ぼす影響に関する研究」を行い,47年度からは,ホルムアルデヒド,有機水銀化合物,有機塩素系防虫剤,有機リン系防炎剤,有機スズ系衛生加工剤等,主として繊維製品の処理剤として使用されている化学物質について各種毒性試験を実施してきたが,48年10月,家庭用品の安全性を確保するための「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し,49年10月から関係政省令とともに施行された。この中で,ホルムアルデヒド,有機水銀化合物など5物質が有害物質として指定され,これら有害物質を含有する家庭用品の規制基準が設定されてここに有害物質を含有する家庭用品の規制行政の第一歩が踏み出された。

この法律に基づき,国,都道府県及び保健所を設置する市に,立入検査等の業務を行う家庭用品衛生監視員が置かれ,販売されている規制対象家庭用品が厚生省令で定める基準に適合しているかどうかを監視し,家庭用品の安全性の確保を図っている。また,家庭用品の製造業者等が,基準に適合しない家庭用品を販売又は授与したことにより,人の健康に被害が及ぶおそれのある場合には,厚生大臣,都道府県知事,又は保健所を設置する市の市長は,業者に対し,当該家庭用品の回収その他の必要な措置を取るよう命ずることができ,更に,家庭用品について基準が特に定められていない場合であっても,万一家庭用品に含まれている物質によって重大な健康被害が生じた場合には,その被害の拡大を防止するため必要な限度において回収等応急の措置を取るよう,業者に対して命ずることができることになっている。

厚生省においては,家庭用品の安全性をより確実なものとするために,既に規制の対象となっている品目のほかにも,家庭用品に使用されている各種化学物質について,引き続き急性毒性試験,慢性毒性試験,皮膚刺激試験,アレルギー試験,発がん性・催奇形性試験等を実施しており,今後も,人体の健康保護のために規制を行う必要があると認められる化学物質は,生活環境審議会の意見を聞いた上で順次有害物質として指定し,当該化学物質を含有する家庭用品について規制基準を定めていく予定である。



各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、多数の者が使用し、又は利用する一定規模以上の建築物で、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供されるもの(特定建築物)について、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理することを義務付けるとともに、建築物環境衛生管理技術者にその監督に当たらせることにより、建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容とするものである。

同法の施行後においても、ビルの増加、それに比例するビル利用者数の増加に伴い、同法に基づく施策の充実が逐次図られている。

その第1は、特定建築物の範囲の拡大である。45年の同法施行時には延べ面積が8,000m<sup>2</sup>以上のビルを対象としていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及、水質管理の必要性等にかんがみ、同法施行令が改正され、48年11月から5,000m<sup>2</sup>以上のビルが対象とされた。更に、51年7月からは3,000m<sup>2</sup>以上のビルを対象とし、より広範な建築物について衛生的環境の確保が図られることとなっている。

その第2は、建築物環境衛生管理基準徹底のための施策である。この建築物環境衛生管理基準については、従来その遵守状況が必ずしも芳しくなかった(第2-4-4表)。このため、49年4月に同法施行規則が改正され、この基準を遵守するために不可欠である空気環境の測定、水質検査等の実施回数が定められるとともに、これらを受託して実施する者について厚生大臣の指定制度を設けることにより管理基準遵守のための実施体制の改善強化が図られることになった(50年6月現在、指定業者数は473である。 )。

第2-4-4表 管理基準に対する適合状況

|       | 空 気 環 境 の 測 定 |           |          |     |      |    | 水 質  | 排 水  | 清 掃 | 防 除       |
|-------|---------------|-----------|----------|-----|------|----|------|------|-----|-----------|
|       | 浮遊粉じんの量       | 一酸化炭素の含有率 | 炭酸ガスの含有率 | 湿度  | 相対湿度 | 気流 | 水質検査 | 水の管理 | 掃   | ねずみ・こん虫等の |
| 調査件数  | 543           | 543       | 543      | 543 | 543  | 99 | 61   | 725  | 725 | 725       |
| 不適格件数 | 293           | 15        | 111      | 28  | 234  | 1  | 12   | 350  | 142 | 476       |

東京都調べ (49.4～50.3)

(注) 排水の管理・清掃・ねずみ・こん虫等の防除の不適格件数とは不適格に至らなくても指導、指摘した件数を含む。

なお,厚生大臣の行う試験に合格し,又は厚生大臣の指定する講習会を受講して建築物環境衛生管理技術者の免状を受けた者は,50年6月30日現在で1万2,119名に達している。

---

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

##### 2 ねずみ,こん虫等駆除事業

---

ねずみ,こん虫等の駆除事業は,従来から防疫行政の一環として,市町村の衛生班及び地区衛生組織活動を中心に推進されてきたが,最近では,下水道や廃棄物処理施設の整備に伴って従来の発生源は大幅に減少してきている。しかしながら,近年の急激な都市化の進展に伴う人口の都市集中化や,生活,建築様式の変化は,クマネズミに代るドブネズミの繁殖,あるいはビルの地下污水ピットやし尿浄化槽からのチカイエカの発生など,ねずみ,こん虫等の生態に変化が生じてきており,これに対応した施策の推進が要請されている。

これらの駆除に当たっては,薬物使用のみならず,常に生活環境を清潔にするとともに,ねずみ等のえさとなる食料品の適正管理や滞水か所等のこん虫発生源の除去など,環境的駆除方法を加えた総合的な駆除対策を推進している。

なお,定住人口が少なく,建築規模の大きい都市部においては,地区衛生組織による活動は期待できないので,専門駆除業者を指導育成し,これを加えた新たな駆除体制の確立に努めている。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

3 狂犬病予防事業

---

我が国における狂犬病は,25年に狂犬病予防法が公布施行され,畜犬の登録,狂犬病予防注射の実施,違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急速に減少し,人については特殊例を除いて30年以来,犬については32年以来その発生はない。

49年における犬の登録頭数は320万7,504頭(40年比1.35倍),狂犬病予防注射頭数は514万5,333頭(40年比1.2倍),抑留頭数62万6,699頭(40年比1.3倍)となっている。

また,狂犬病予防とは別個の問題であるが,犬によるこう傷事故等の被害が発生し,社会問題となっていたため,総理府の所管する「動物の保護及び管理に関する法律」が49年4月に施行され,動物の虐待を防止するとともに,動物の管理に関する事項を定めることにより,動物による人の生命,身体及び財産に対する侵害を防止するよう対処された。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

#### 4 墓地及び埋葬等

墓地,埋葬等については,「墓地,埋葬等に関する法律」によってその適正な管理や執行が期されている。

従来のいわゆる墓地行政は,国民の宗教感情の尊重と公衆衛生その他公共の福祉の見地との調和に配慮しつつ,地域ごとにそれぞれの実状に応じた施策が行われてきた。しかし,近年特に大都市周辺において墓地の供給不足が顕著になり,国民の需要に十分こたえられなくなっている状況がみられ,他方,墓地公園の普及,近代的火葬場の設置,土葬数の減少(土葬の比率45年20.8%,47年17.8%,49年15.6%)などにみられるように墓地,埋葬に対する国民のイメージも変化してきている。

このような墓地等をめぐる状況の変化の中で,国民の宗教感情に即しつつ,国民の需要にも十分こたえる墓地,火葬場等の整備のため,更に積極的施策を講ずることが期待されている。

火葬場については,自治省が交付する広域市町村圏振興整備事業のための補助金や年金積立金還元融資制度の活用(49年度は火葬場のために約11億円の貸出し)により整備が進められている。

なお,49年度末における墓地等の施設数は,墓地90万5,702,火葬場2万712,納骨堂8,231となっている。